

總平均 九九一 二〇三四 一七八三 一四二二 五二五

右に依れば、主食物費にありては體性、年齢の如何に拘らず家族人員の増加するに従ひ支出額増加し、二、三、六、八及十一人世帯に於て増加の割合殊に著しきを見る、副食物費に於ても亦之と略一様の傾向を有するも、四人世帯以上にありては九人世帯を除き其増加の割合主食物費に比し小なり、次に家賃に在りては、世帯人員の増加に伴ふ支出増加の割合極めて少にして、一人世帯の平均三圓と人員に於て十一倍なる十一人世帯の五圓とを比較するときは、僅に六割六分の増加に當るに過ぎず、更に嗜好及娛樂費に於ては前三者と赴を異にし、家族人員の如何よりも寧ろ家族の年齢、體性の如何等に依りて左右せらるゝ所大なるものあるが如し。

尙家族一人當り一箇月の費額は、既記四費目に付ては前表に示すが如く、一人世帯十三圓七十錢十一人世帯七圓十八錢、平均九圓九十一錢にして、大體に於ては家族數と反比し、家族數の増加するに従ひ一人當り平均費額は減少し、家族數の少き程反對に増加するの傾向を有するものなり。

更に前表に基き、各人員階級別世帯毎に、主要支出費目の比例を觀察すれば左の如し。

世帯人員階級	平均支出額	内訳				嗜好及娛樂費	計
		主食物費	副食物費	家賃			
一人	一三・七〇	三八・〇	三二・〇	二二・九		九・二	一〇〇
二人	二九・九八	三七・五	三三・一	二二・六		一六・八	一〇〇
三人	三九・六六	三六・九	三六・七	一〇・一		一六・三	一〇〇
四人	四三・六三	三九・八	三九・〇	九・四		二一・八	一〇〇
五人	四四・八六	三九・四	三八・九	九・〇		二二・七	一〇〇
六人	五一・二四	四三・六	三五・九	八・三		二二・二	一〇〇
七人	五三・二七	四三・四	三七・五	八・四		二〇・七	一〇〇
八人	五七・七四	四六・八	三六・七	七・五		一九・〇	一〇〇
九人	六四・六四	四四・四	四〇・七	七・四		七・五	一〇〇
十人	—	—	—	—		—	—
十一人	七九・〇〇	四六・八	三七・九	六・五		八・八	一〇〇
總平均	—	四二・七	三六・八	一〇・一		一一・四	一〇〇

即ち食物費、(主として)家賃、嗜好及娯樂費の三費目にありては、食物費は各世帯人員階級の支出割合の總平均に於て、實に其七割八分を占め、全體としては世帯人員の増加に應じて其割合を増加す、されば一人世帯の六割九分は十一人世帯に於ては八割四分に増加するを見る。次に家賃は總平均一割にして食物費に反し家族數少き程其支出割合大となる、されば十一人世帯の六分を最少とし一人世帯の二割一分を以て最大とす。又嗜好及娯樂費は總平均一割一分にして、家族の體性、年齡等の影響を受けて多少の上下あるも大體に於ては家賃と類似の傾向を有するが如く、二人世帯の一割六分を最大とし、九人世帯の七分五厘及十一人世帯の八分八厘を最少とす。更に之等の支出を所得即ち収入と對比觀察せんに、今便宜上一世帯の現住人員四人を有するものを標準家庭とし、之に就て調査したる所に依れば、其の収入と支出の割合左の如し。

一世帯の 總收入	世帯 數	支出の 費目	平均 支出額	収入に對する各 費額の割合	總收入中より三 費目を控除した る世帯の割合
三十圓以上 四十圓未満	四	食物費	二九・二五	七六・六	一・八
嗜好及娯樂費	四・六五	一二・二			
家賃(道水料)	三・六一	九・四			
食物費	三四・三六	七六・三			

五十圓以上 六十圓未満	一六	家賃	三・六八	八・一	八・二
		嗜好及娯樂費	三・四〇	七・五	
		食物費	三五・六〇	六七・七	
		家賃	三・六八	七・三	
六十圓以上 七十圓未満	三〇	家賃	六・三七	一二・〇	一三・〇
		嗜好及娯樂費	四〇・三〇	六四・九	
		食物費	三七・七	七一	
		家賃	八・六二	一三・二	
七十圓以上 八十圓未満	二六	家賃	四・二二	五・八	一四・八
		嗜好及娯樂費	四・一九一	五・八四	
		食物費	三七・五	一〇・五	
		家賃	三・九・五九	四・六・一	
八十圓以上 九十圓未満	五	家賃	五・一六	六・三	二五・三
		嗜好及娯樂費	一二・二五	一五・〇	
		食物費	三・二・六	三・二・六	
		家賃	三・二・六	三・二・六	

前表に現れたる収入の大小と経費の割合の變化は、所得増加するに伴ひて、

- 一、食物に對する支出の割合は益々減少すること。
- 二、住宅に對する支出の割合は、食物費と同一の傾向を有すること。
- 三、嗜好及娛樂費は大體に於て増加の傾向あること。
- 四、既記費目以外に消費し得べき所得は益々大となること。是れなり。

而して本項に於ては主として食物費、家賃及嗜好娛樂費の三費目に就き述べたるも、細民の消費方面にありては尙被服身廻品、薪炭燈火、職業費、負債、教育、衛生、雜用等に對する費用を考慮せざるべからず、而して之等の費額は細民生活の實際に徴し収入の一割を下ることなし。

然れ共細民の生計に於ては其の収入の大部分は、食費、家賃、嗜好品殊に酒代等に吸收せられ、之等の支拂をなせば其の剩餘としては前表に示すが如く三十圓―四十圓階級に於ては全収入の僅に一分、四十圓―五十圓階級に於ては八分、五十圓―六十圓階級に於ては一割三分、六十圓―七十圓階級に於ては一割四分、七十圓―八十圓階級に於ては二割五分、八十圓―九十圓階級に於ては漸く三割二分を有するに過ぎず。而も前陳の食費、家賃、嗜好及娛樂費以外の諸費用は總て右剩餘の範圍中より支出をなさざるべからざるものなり、されば四人標準一世帯一箇月の總收入少く

とも五十圓乃至六十圓以上を獲るにあらざれば收支相償はずして、夫れ以下の收入者に在りては、假令獨立の生計を營むと雖も其の生活は不安不幸にして、所謂眞に糊口を潤すに過ぎざるの狀態に在るものと云はざるべからず。

附 記

一、麻布區絶江尋常小學校に於て、其の通學細民兒童五七〇名の保護者の家庭に付き調査したる所に依れば、一人一日に要する生活費左の如しと云ふ。(一九一九年六月二十日調査)

最 多	・六五
最 少	・二五
平 均	・四六

二、英米に於ける生活最低標準額を見るに、兩親及三人の兒童より成る五人の標準家族に在りては、千九百十四年モナ・U. G. Chiozza Money) は一週間四十八志とし、千九百十六年マサチューセツツ洲生活費調査委員會の決議に依れば年收五〇〇―六〇〇弗若し多少の餘裕を見込むときは八〇〇弗と定められ尙千九百十四年七月ロウントリー (Reah, In Town, The Human Needs of Labor) は左記細目を調査し、一般物價昂騰の趨勢を考慮し、一週三五志三片と定ためり、其の細目左の如し。

食 物 費	一五
家 賃	六
被 服	五
燃 料	二
其 他	六

三、アナリスト所載ホー・マール・ホイット所説に依る日米兩國に於ける食料品消費量次の如し。

日米食料品消費量(一人一箇年)比較表

品名	アメリカ労働局標準食料	日本國民食料
肉	一四〇	二・五
魚	二一	五〇・二
卵	三〇	二・一
豆	二八	三五・四
パン及穀類	三四〇	三〇九・四
野菜	四二〇	四五九・四
砂糖	六三	一四・一
果物	二〇〇	二九・七
其他	三三	一
計	一、二七五	九〇二・八
牛乳	五〇〇	二・二
總計	一・七七五	九〇五・〇

註、日本國民の食事は森本厚吉氏「日本に於ける生活標準」一九一八年ジョンス・ホプキンス發行に據りたりと。
四、參考の爲め本調査の當時に於ける日需品時價を列記すれば左の如し。

雜費

計	三五	三八〇
---	----	-----

品目	單位	大正九年十一月下旬	八年十月
内地三等白米	一升	・三四	・五三
押麥	一升	・一七	・二五
大豆	一貫目	・六五	
並甘味噌	一貫目	・六〇	
辛味噌	一貫目	・八七〇	
令醬	一樽(九升詰)	・三九	・四二
三盆	一斤	・二九	・三六
黃雙	同	・三〇	
天光	一斤	・一二	
食麵	一斤	・四〇	
蛤蚶	百匁	・二二	
味漬	同	・三五	
筋子	百匁	・七〇	
豚肉	同	・一〇	
鹽鮭	三切(廿匁以上露領産)	・二〇	・二〇
鹽鱈	同	・一五	

(但し市公設市場販賣價格に依る)

第六款 細民生活の諸事情
第一項 細民生活の實例

イ、下谷區金杉下町、増田某、燒鳥露天商、七十六歳、月收十五圓内外。幼少の折父を失ひ兄弟皆死亡し別に資産なし、嘗て道具屋を営みたる事ありたるも失敗し現業に移りたるが、時々罹病すると且高齢の爲め就業の日數尠く、妻は七十九歳にして荷札を内職とし一箇月三圓の收入を得つゝあり、四疊半の棟割長屋の一間を借り受け家賃三圓五十錢を支拂へば殘額は漸く食費を支拂するに足るのみ、子女なし。

ロ、同、黒田某、六十一歳、小使、月收十八圓内外。家族は妻のみにして其の仕立物内職に依る月收僅に一圓五十錢に過ぎず、戸主は嘗て煉瓦及セメント商を営み居たるが明治四十三年千葉縣下洪水の際災厄に罹り資財を流失し、出京後現職に移りしものなるも、老齡の爲め收入寡きに反し物價の騰貴は三圓五十錢の家賃を支拂へば夫婦の食費のみの支拂にも窮するの狀態にあり。

ハ、同、田中某、飴行商、四十三歳。家族は妻及十四歳を頭とする、二子女の四人暮しなるが夫は病身にして充分に勤勞する事を得ず、僅に一箇月二十五圓内外の收入を以て四人の生活を支ゆ、三疊一間の棟割長屋を二圓二十錢にて借受け、酒を嗜むを以て之に對する支出を要し爲に收入は常に支出に伴はず。

ニ、同、森本某、病氣無職、五十三歳。家族は長女(二十七歳)及次女(十九歳)の三人世帯なり、本人は十七歳の時青物商營業中神經痛に罹り斯業を廢め、止むを得ず足袋職に轉業したるも、妻に死別し、又リニューマチス發病して就業する事を得ず、されば娘兩人を足袋仕立に従事せしめ僅に糊口の資を得つゝあり、而して兩人の收入三十圓内外なるに對し家賃三圓五十錢、親子の食費二十五圓にして醫療に要する支拂も極めて困難なる狀態なりと云ふ。

ホ、同、安住某、五十六歳、小使、月收二十六圓内外。家族は妻(五十一歳)長女(二十四歳)長男(十九歳)次男(十四歳)の五人世帯にして、夫は高崎市の出生、郷里に於て商業に失敗し出京後現職に移りたるも收入少き上、長男の病弱の爲め生計困難の度を高め止むを得ず長女を娼妓と爲せり、收入中より棟割長屋四疊半一間の家賃四圓、食物費二十三圓を差引くときは、其他の必要費の支出をなすを得ざるの窮狀にあり。

ヘ、同、森川某、雜貨行商、三十八歳。家族は妻及十三を頭とする三女ありて五人世帯なり、日露戰役に兩足を失ひ歩行困難なるを以て、現業に移れるも、目下其の賣行面白からず且子女は未だ年少なるを以て出費多くして收入の途立たず、僅に妻の賃仕事より得る收入及恩給を加へ五十圓内外なるを以て、内家賃六圓、食費其他の費用四十圓を差引くときは、

殆餘裕なきを見る。

ト、同、中川某(女)按摩業三十五歳、兩眼盲、月收十圓内外。幼時父に伴はれて上京す、父は下駄齒入を業とせしも高齡(六十八)且罹病の爲め稼業の途なく目下養育院に入院中なり、家賃及食費九圓を支出するときは殆餘餘を見ざるの窮乏なりとす。

チ、同、島野某(女)納豆賣、六十一歳、月收十五圓内外。四十歳の折夫に死別し爾後獨身なるも、現在老人の事として行歩意の如くならず、棟割長屋の二疊一間を三圓にて借受け食費約十圓内外を要す。

リ、同、山崎某、人力車夫、三十九歳、月收三十圓内外。妻及十三歳の長女の三人世帯なり、本人は岐阜縣下に於て染物業を営めるも火災に罹り家産を焼失し、生計困難となりし爲め出京し、一時勞働に従事し後車夫に轉業す、酒癖ありし爲め其の境遇を脱却し得ずして現在は脚氣を病み稼業困難の爲め收入少く家賃三圓二十錢食費二十四圓酒代等を支拂ふときは殆餘餘を見ずと。

ヌ、深川區本村町、中江某(女)納豆賣、三十二歳、月收三十圓内外。大正九年五月中夫失踪したる爲收入尠き所へ長女(一一)次女(六)三女(四)長男(二)の四家族を抱へ、生計頗る困難にして、家賃三圓七十錢、食費其他三十圓を支拂ふ事さへ覺付かず、爲めに借家二

間の中一間を轉貸し、二圓の收入を得て漸く生計を立てつゝあり。

ル、京橋區月島通、淺田某(女)日雇人夫、四十七歳、月收二十圓内外。夫は大正八年十二月中失踪の爲め、長女(十二)次女(一〇)及長男(八)の三幼者を養ふの止むなきに至り收入は常に支出に不足するを以て、疊數十疊半の借家へ家族の外、男五人、女二人計七名の同居者を置き、間代五圓五十錢を得て僅に生計を営めり。

ヲ、深川區富川町、酒卷某(女)諸手傳、六十一歳、月收十圓。夫に死別し又火災に罹り次子に先立たれ災厄交々至れり、今は孫二名を抱へて三人世帯を支へつゝあり、老齡なる婦女の收入にては到底一家を支へ難きを以て十三歳の孫一人を職工として月收二十圓を得、漸く生計を立て七歳の孫は就學せしめつゝあり。支出としては約二十八圓を要すと。

ワ、芝區新網町、内田某(女)菓子小賣、六十九歳月收五圓位。長女(五十四歳)との二人世帯なり、兩親の代は相當資産を有せしも、夫放蕩の爲め家産を蕩盡し、勞役に従事したる後現業に就きしも兩足不自由なるを以て充分の稼もなし得ず、漸く六疊の借家に男女四名の同居者を置き間代月額五圓を得て二人の生計を営む。

カ、同、越水某(女)警察小使、五十七歳、月收二十七圓。夫(七十一)孫兒(十二)孫女(一

○の四人世帯なるが、夫は罹病入院中、一家病氣絶間なく、生計困難にして、孫をボー
ル箱製造職工とし、月收十二圓を以て漸く生計を立てつゝあり、支出は家賃、食費のみにて
三十三圓内外を要すと云ふ。

第二項 嗜好、教育程度及讀物

一、嗜好品

		男		女	
		比例	比例		
酒及煙草を嗜好す	一五〇	五四・九			
酒を嗜好す	二四	八・八	一	七・七	
煙草を嗜好す	六五	二三・八	二	一五・四	
酒及煙草を嗜好せず	二五	九・一	九	六九・二	
不詳	九	三・四	一	七・七	
計	二七三	一〇〇・〇	一三	一〇〇・〇	

即ち男子にありては、總數中八七%は、酒、煙草の兩者若くは何れかを嗜むものなり、又女子に
於ては調査を世帯主に限りしを以て實數甚だ少きも、酒の嗜好は極めて少く、煙草は一割五分にし
て、兩者共嗜好せざるもの大部を占むるものなり。

鮫ヶ橋小學校が通學兒童の保護者に對し飲酒の狀態に付て調査したる所に依れば、保護者五二二
名中五八・六%即三〇六名は飲酒者にして、之を區分すれば次の如し。

		父母共		計	
		父のみ	母のみ	比例	比例
毎日飲酒するもの	一三	一二・五	二	一四・〇	四五・七
時々飲酒するもの	四九	九・八	一九	一六・六	五四・三
計	六二	二二・三	二一	三〇・六	一〇〇・〇

二、教育程度及讀物

教育の有無及其の程度の高下は、細民生活と重大なる關係を有するものなりとす。今前々表と同
一の調査に依り世帯主の教育程度を表示すれば次の如し。

教育程度	男	割合	女	割合
尋常小學校一年程度	一三	四・八	一	一

尋常小學校二年程度	一五	五・五	一	七・七
同 三年程度	五三	一九・四	一	一
同 四年程度	八三	三〇・四	一	七・七
同 五年程度	二〇	七・三	四	三〇・七
同 六年程度	二七	九・八	一	一
同 六年程度以上	五	一・九	一	一
中學三年以下の程度	七	二・五	一	一
無 教 育	三三	一二・三	七	五三・九
不 詳	一七	六・一	一	一
計	二七三	一〇〇・〇	一三	一〇〇・〇

之に依れば教育あるものに對する全然教育なきものゝ割合は 一三・九%にして細民中無學の徒多きを示す、彼等は教育ある者と雖も一般に其の程度低く殊に女子の間に其の著しきを見る。尙全體より見るときは年齢の長するに従ひ、無教育又は教育程度低きもの多く、之に反し細民の子女にありては就學獎勵普及の結果世帯主に比し教育あるものゝ數著しく優り來れるものゝ如し。

讀物に就て調査するに、細民家庭に散見するものは多く古雜誌、古本貸本の類にして、雜誌は講談もの、古本貸本は俠客、武者修行に關するもの又は通俗小説、畫報の類最も多數にして、學問上の著述の如きは之を見る事殆稀なり。

次に細民が新聞に接するの餘暇は一日中極めて少きを以て、生計上幾分の餘裕ある家庭に非ざれば月極め購讀するものなく、多くは世帯主が就業の往復に、呼賣より購入するものなるを以て、新聞の種類は價格の低廉なる夕刊、朝刊の新聞に限らるゝの狀態にして、東京毎夕新聞最も多く、やまと新聞、中央新聞、報知新聞及萬朝報等の夕刊之に次て購讀せらる。

第三項 貧窮の狀態に陥りし世代及上京の年月

一、貧困の狀態に陥りし世代

市内に於ける細民は、新成の者多くして、父祖の代より既に貧困の境涯に在りし繼承的の細民は寡し、前表と同一の調査に基き其の割合を示せば次の如し。

世代	男	女	計	比例
自己より	二四〇	四	二四四	八五・三
父祖の代より	二三	一	二三	八・〇

不	計	詳	一九	一九	六・七
			二八一	五	二八六
					一〇〇・〇

九四

要するに、細民が自己の代より、貧窮となりしもの多き事と、地方出身者の多き事實より推斷するに、彼等は年少者にありては父母親族に随伴し又は親族知人を頼りて、壯年者は或る業務に就かんとし又は職業を求めて、女子は奉公を爲めさんが爲及縁事關係に依りて上京したる等、何等かの目的を以て上京したる後其の心的狀態體力及資金等が都市の經濟的社會生活に適應せざる爲め淘汰せられて、多くは豫期の目的を達する能はず其の結果細民となり貧困の生活を送るに到れるものなるべし。

二、上京の年月

細民世帯主の上京年月と、米作の豊凶及一般財界の盛衰は大なる關係あるを以て、左に之を表示すべし、但し調査數寡きを以て充分なる觀察をなし得ざるを遺憾とす。

上京の年	實數	穀類價額指數	重要商品指數	米作
明治二〇年以前	一九	一〇三	九三	九三
		一〇〇	一〇〇	二二九
		一〇〇	一〇〇	二〇一
		一〇〇	一〇〇	二九六
		一〇〇	一〇〇	二二九
		一〇〇	一〇〇	一九三
		一〇〇	一〇〇	一七六
		一〇〇	一〇〇	一七六
		一〇〇	一〇〇	一四七
		一〇〇	一〇〇	一四七
		一〇〇	一〇〇	一四一
		一〇〇	一〇〇	一七九
		一〇〇	一〇〇	二二〇
		一〇〇	一〇〇	九九

東京商業會議所調査米價指數

穀類價額指數

重要商品指數

明治二〇年以前に於ける米作の盛衰は、東京商業會議所調査米價指數を以て表示す。

米作

同 二一年	三	一〇三	九三	九三	九五
同 二二年	四	一〇〇	一〇〇	一〇〇	二二九
同 二三年	二	一〇〇	一〇〇	一〇〇	二〇一
同 二四年	二	一〇〇	一〇〇	一〇〇	二九六
同 二五年	五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	二二九
同 二六年	一	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一九三
同 二七年	四	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一七六
同 二八年	五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一七六
同 二九年	三	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一四七
同 三〇年	一六	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一四七
同 三一年	一	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一七九
同 三二年	〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	二二〇
同 三三年	二	一〇〇	一〇〇	一〇〇	九九
同 三四年	一	一〇三	九三	九三	九五

凶作

凶作

同

明治三五年	一	一〇六	一〇六	九三	凶作
同 三六年	五	一二一	一三〇	九七	同(麥)
同 三七年	五	一一一	一四〇	一〇四	
同 三八年	六	一〇八	一三七	一二四	凶作
同 三九年	四	一二三	一二一	一一一	
同 四〇年	一四	一三八	一三三	一二〇	
同 四一年	三	一三四	一二七	一二八	
同 四二年	三	一二一	一二二	一二四	
同 四三年	一一	一一〇	一二四	一二七	凶作
同 四四年	九	一四五	一三五	一二四	不作
大正元年	一七	一七七	一六九	一三一	凶作
同 二年	九	一七九	一六八	一三三	
同 三年	四	一二五	一四四	一二四	
同 四年	八	一一〇	一三二	一一九	

九六

同 五年	一四	一一五	一四〇	一四三	
同 六年	九	一六六	一八六	一九六	
同 七年	五	二七五	二九〇	二七七	
同 八年	三	三四二	三三八	二八〇	(六月)
同 九年	二	三七三	三六一	四三三	(三月)
東京出生者	七〇			三四一	(六月)
不詳	六				
計	二八六				

明治三十二年以前は比較の便を得ざりしも、最近二十年間の一般物價、穀物價格の變動及米麥作の豊凶と細民の上京したる年月を對比するときは、大體に於て凶作並物價低落の當翌年は著く上京者が増加するが如し。而して本表に現れたるが如く上京者の最も多かりしは明治三十年、同三十五年、四十年、四十三年、大正元年、及五年の六箇年度なり、今是等年度の米麥作の豊凶並財界の事情を概説すれば、日清役後の財界動搖期たる二十九、三十兩年は米麥とも凶作なりし年。三十四年の金融市場恐慌の不況の後を受けたる三十五年は諸物價の異常の安値に落ちたる年にし

て、又東北一帯飢饉に襲はれたるの年なり。日露戦役中の三十八年は大不作の年にして役後の三十九年は機業界の戦後早くも反動的不況を來したる年、而して四十年は其の後半より一般物價の暴落を初めたる年なり。四十三年は財界沈衰の底に達したる年にして又凶作の年なりとす。四十四年及大正元年の兩年は米不作の年に當り。大正四年は米價激落の結果政府が其の救済を行ひたる年にして、物價著く安値を示したる年、尙大正五年は年初如斯波瀾の間にありたるも間もなく歐洲大戰の影響を受けて諸物價の急騰を來したるの年なりとす。

第四項 貧窮の原因

抑社會的の現象は複雑多端にして、多數の原因より唯一の現象を生ずるあり、唯一の原因より多數の結果を生ずるあり、或は其の因果關係の相關的なるあり、循環的なるあり、誘因あり直接原因ありて其の原因結果の判別に苦む場合多しとす、殊に細民貧困の原因の如きに在りては、調査者に對する申告の内容明確を缺くもの多く且細民の主觀的に考ふる所と客觀的に認めらるゝ所とは正に正反對なる場合尠なからず。然れ共此所に其の申告の儘に歸納的分類を加へ表示すれば次の如し。

分類

道德的
飲 忘 賭 濫

酒 情 博 費

實數 比例

四七 一六四

貧窮原因					
個	家	社	自		
人	族	會	然		
精	家	經	天		
神	庭	濟	災		
的	的	的	的		
教育の不充分 環境の惡感化	家族關係の過多 家族の死、死過多 扶養者の死亡、死 婚病	失業、失業 技術及事業の失敗 商業及事業の失敗 失業、失業	水害、水害 火災、火災 凶作、凶作 其の他の災厄	其	其
一三	五一	六七	一二	二	二
四・五	一七・九	二三・五	四・二	七	七

不詳	計	二二	一〇〇
		二八六	一〇〇〇

更に之を大分類に依りて再掲すれば次の如し。

區分	實數	比例
個人的關係	七七	二六・九
家族的關係	五一	一七・九
社會的關係	一二五	四三・七
自然的關係	一二	四・二
不詳	二二	七・三
計	二八六	一〇〇・〇

尙細民自身を基本として、其の内容によりて之を自發的原因及受働的原因の兩者に集約大別するときは左の如し。

區分	實數	比例
自發的貧窮原因	六二	二一・七

受働的貧窮原因	二〇三	七一・〇
不詳	二二	七・三
計	二八六	一〇〇・〇

而して女子世帯主の貧窮に陥れる原因を見るに、扶養者の逃亡、死亡及離婚に基くもの最多數に居れり。

第五項 貧窮の細民に及ぼす影響

収入が常に不十分にして、其の必要とする物資を充足せしむる事容易ならざる細民の生活に在りては、彼等は比較的過激の勞働をなすに拘らず、休養の暇少く、疾病に對する加療の餘裕乏しくして、常に治療の時機を失し、又住居にありては空氣の流通光線の照射排水の如何等住宅設備の良否を選ぶ能はざるに加へ、汚穢狹隘なる一室に混棲雜居の過集生活を營み、且食物にありては體力を維持するに足る營養分を攝るの經濟的餘裕を缺き、被服は漸く寒を防ぐに止まり、身體の外觀をすら整ふるに足らずして常住不潔を極むるを常態とす。

如斯環境に馴致せらるゝ細民が、其の生活上に受くる惡影響は肉體、心意及道德上に著大なるものありて存す、以下簡單に之を記述すべし。

死亡率の高きこと。調査中是に關し適確の資料を得ざりしも、細民地域に於ける醫師の經驗に依れば一般社會に比し常に高率にあるが如く、其の原因としては住居の過集生活及衛生上の缺陷を擧ぐるを得べし、殊に嬰兒の死亡率は母體の不健康及嬰兒養育に關する知識及費用の乏しきが爲に著く高率なるが如し。

不健康なること。衣食住共薄幸なる上放縱の生活を送る彼等に在りては、死亡率の高き反面に不健康なるの事實を示す、細民は死亡の淘汰を経るか又は自然的に疾病に對する抵抗力多しと聞くも、一方罹病の機會亦多きを以て、彼等の間には疾病に悩むもの多く、其の種類は神經疾患、消化器系統病、泌尿生殖器疾患、腸、肺結核、トラホーム、疥癬類の皮膚病、骨及關節疾患、白癡及老老性癡呆、脚氣及循環器疾患を重ねるものとし、チブス、赤痢等の傳染疾患亦多し。

而して之等の疾患の病因は、アルコール中毒（不良酒多飲）、花柳病（梅毒及淋病）、勞働過度其他不潔なる過集生活に依る衛生的缺陷等に起因するもの多きに居れり。

不健康は又細民の職業上の傷害に、密接の關係を有し、身心の不快なる際に事故を惹起する事多きは一般に認めらるゝ所なりとす。

心意の缺陷。過集、營養の不良、不衛生なる生活其他貧窮の結果たる諸事情が其の肉體に及ぼす

影響は應て精神上に反響し、心的機能の常態を亂さしむるは争ふべからざる點にして、細民の生活は其の日の糊口に逐はれ、精神的向上の餘地を有せず勢ひ心意の荒むに委せつゝあるを以て、理性の力極めて弱く、事物の分解又は綜合的考慮を缺くに至り、一切を擧て感情に依り判斷す、されば注意力は散漫、記憶と想像力は退化し遂には感覺に至る迄精神の弛廢に依りて遂に鈍感となり、著しき刺激を與ふるに非ざれば殆何物にも注意をひかざるに到る、次に意思の如きも、薄弱不統御となり且不連續にして常に變化し易し、而して怖るべきは此等の精神的缺陷性は其の一代に止らずして子孫に原質的遺傳をなす事なりとす。

道念の弛類。理性の力弱く自己信頼も向上の意氣も消滅せる彼等細民の生活は、這輩をして自棄に沈淪せしめ次第に其の倫理觀念を薄からしめ、遂には道德的低能者となるに及ぶ、細民間に悖德質者の多きと、刑事犯罪者の比較的多數を占むる事實は明に之を示すものにして小人窮斯濫矣ものと云ふべし。

而して如斯は正に社會的の病弊にして、其の存在は貧富の別なく一般社會の理想標準を低下せしむるの結果を齎すのみならず、實に現代社會組織の脅威をなすものなりとす。

第二篇 不定居細民の調査

第一款 木賃宿宿泊者

第一項 總 說

木賃宿の制は其の起原頗る古く、昔驛路にありては旅人は自ら行糧を携へ、唯薪炭代のみを與へて自ら飯料を炊き寄泊するを以て、木錢宿若くは木賃宿と稱へたりしも其後交通の頻繁となるに従ひ漸次宿泊料を徴する旅舎の制廣く行はれ、現今に於ては木賃宿の存在は特殊の場所又は市街の場末に限らるゝに至れり。

木賃宿は客に食物を給する事なく、寢具と風呂とを供するのみなり、之等木賃宿は集團的にして、市内に於て最も著名なるを深川區富川町、本所區花町、業平町及淺草區淺草町の木賃宿街とす。今木賃宿の所在地及其の平均宿泊者概數を示せば左の如し。

所 在 地	木賃宿 戸數	宿 泊 者 概 數
麻 布 區 廣 尾 町	一八	三八〇
四 谷 區 永 住 町	二六	一・三〇〇

四谷區	旭町	二一	八八〇	一〇六
本郷區	富士前町	三	八〇	
浅草區	浅草町	七三	一・七〇〇	
本所區	小業平町	六三	一・五〇〇	
	花町	八九	一・七〇〇	
深川區	富川町	一〇九	三・五〇〇	
	東大工町	三	一〇〇	
計		四〇五	一一・一四〇	

右に依れば市内に於ける木賃宿の總數は四百五戸にして、宿泊者の概數一萬一千百四十名に達す、而して木賃宿の數は大正七年度に於て少しく減少し八年度に於て増加したる外最近に於ては著しき變化なし即ち、

明治四十年調木賃宿總數	三四四
同 四十一年 同	三四五
同 四十二年 同	三六六

同 四十三年 同	三六六
同 四十四年 同	三四六
大正元年 同	三六三
同 二年 同	三八〇
同 三年 同	三八八
同 四年 同	三九四
同 五年 同	三九四
同 六年 同	三九七
同 七年 同	三八四
同 八年 同	四〇九
同 九年 同	四〇五

次に木賃宿の設備、待遇其の他宿泊者の種類、職業等は、營業者又は其の所在の場所に依り亦季節によりては各相違するも概括的に之を説述すれば、

設備。木賃宿は小なるは唯一室のもの、大なるは一戸十室以上の間數を有するものあるも、三室

乃至五室のものの多數を占め又其の疊數は三疊四疊半六疊及八疊の四種最も多し。
待遇。木賃宿は雜居を普通とするも、家族を有するものゝ爲には別間即ち貸切室の設けあるもの亦
尠なからず、雜居に在りては宿泊料一夜泊り最低十三錢より最高三十錢にして、寢具は敷蒲團及
掛蒲團各一枚を貸與し、入浴は隨意とす若し寒夜に際しそれ以上の夜具又は火燵等を求むるとき
は、夜具は一枚に付き三錢乃至五錢、火燵は二錢を請求せらる、別間の宿泊料は雜居の凡倍額な
るを普通とすと云ふ。

尙永き期間寄宿するものに對しては定泊と稱し、一夜泊りの宿泊料よりも一割若くは一割五分の
割引をなす木賃宿あり。

更に宿泊の實況を見るに、別間の如き比較的多額の料金を徴すると共に、二疊又は三疊の一室に
一二人を限り同宿せしむるものは兎に角、木賃宿の常態なる雜居に於ては六疊に七、八人八疊に
は九人同上を同宿せしむる事稀ならざるを以て、一疊當りの宿泊人員が、凡そ一人三分に及ぶ、斯
の如く狹隘なる室内に多人數雜居の結果は衛生上の危険を伴ふ事大にして、加ふるに其の寢具は
煮染し如く、埃と垢に汚れて惡臭を放つありて、又蚤虱甚しきは南京蟲の發生せるものあり、建
物の如きも多くは採光充分ならず、天井低くして空氣の流通惡く、室内は手入の行届かざるが爲

に疊は破れて濕氣臭く、便所浴場は汚穢にして鼻を衝くの惡臭あり、宿泊者に就て聽くも之に慣
るゝ迄は如何に疲勞したるときと雖も終夜眠ること能はざるを常とすと云ふ。

附 記

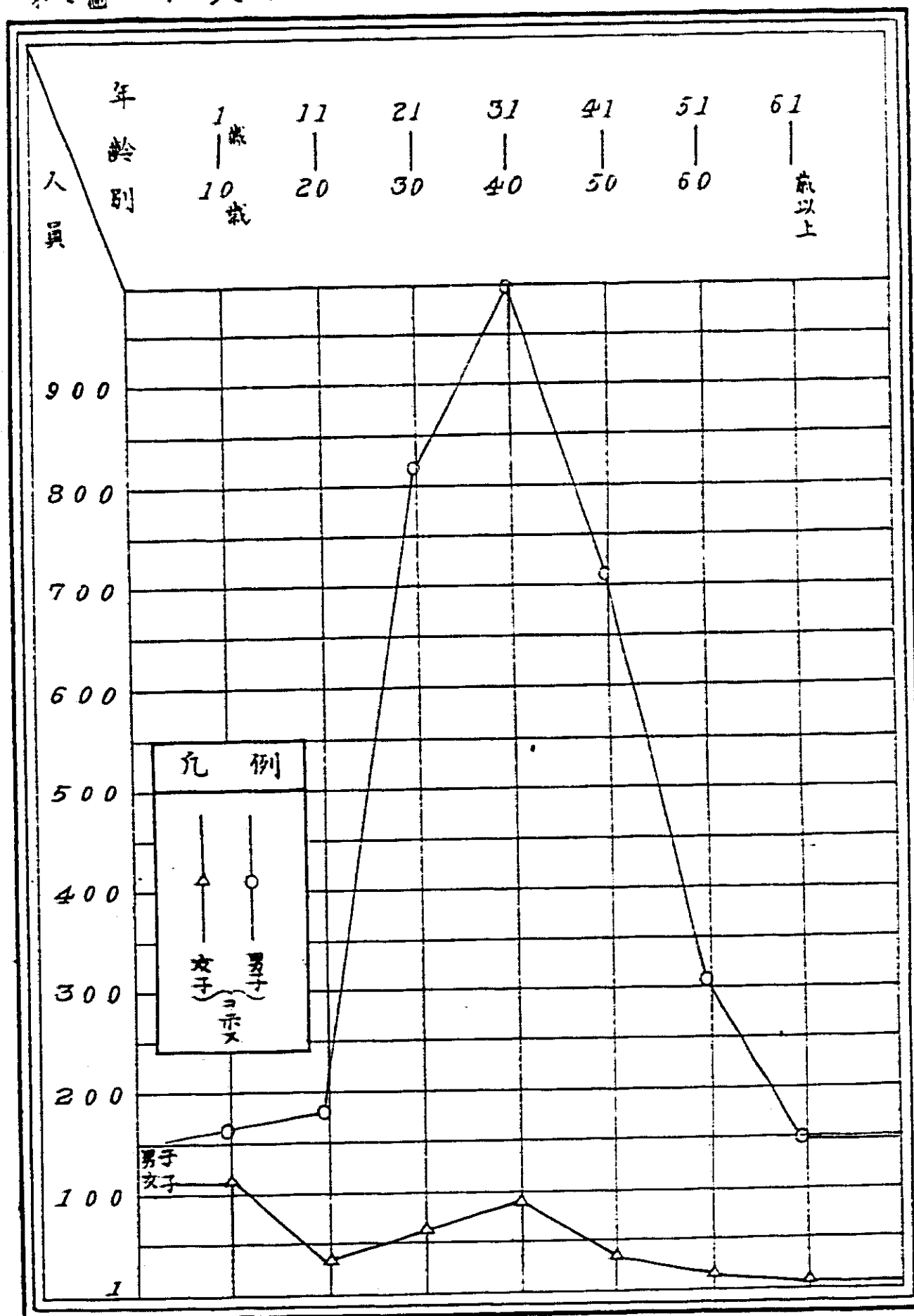
東京市靈片尋常小學校椎名龍徳氏が、其の通學兒童の内木賃宿に宿泊するものゝ、家庭に就き調査したる所次の如し。

家族人員	世帯數	最 日掛宿賃 小	最 日掛宿賃 多	平 均	疊數平均	一疊に對 する人員
二	人	七	一八錢	三〇錢	二三・一	二・一四
三	人	一一	二〇	四〇	二七・二	二・五五
四	人	一六	一八	三六	二六・四	二・五〇
五	人	一六	一八	四〇	二五・三	二・六三
六	人	九	一八	三四	二四・二	二・六七
七	人	六	一八	四五	二九・七	二・八三
一世帯平均	四・四二	一八	四五	二五・九	二・五五	一・七三

(大正九年七月一日現在)

木賃宿宿泊者の環境。宿泊者の數は季節に依りて増減あるを常とし、冬期に多く夏期に尠なし、此
れ近寒に對しては彼等と雖も住居の保護に俟たざるべからざるを以てなるべく、富川町のみにて
も本年一月中の宿泊者四、二七五人に對し七月には三、二七三人に減少せり、如斯は財界の盛衰

第七圖 木賃宿泊者年齢構成圖



如何に拘らざる例年の現象なりと、而して之等宿泊者は、短時日の滞在多く大體に於ては移動的なるを常とするも間々同一旅宿に十年以上滞泊する定住的のもの亦稀ならずと云ふ。

彼等の勞働は多く特殊の技能を要せざる筋力の勞働にして、體力あれば人を選ばざるが故に、雇主は仲介者の手を経て、仲介者は亦彼等の間より單に抽籤、順番に依りて所要の數を滿せば足る、されば財界の好況にして、勞力の需要多大なりし際は自ら仕事を選擇するの餘地ありしも、現在の如き、不況時に在りては、彼等は其の日の仕事を得るを僥倖とせざるべからざるに加へ、彼等の勞働が主に屋外の作業なる爲め一年間約百五十日は雨雪の妨げあり且其の收入の如きも、壯年にして體力旺盛なるは兎に角多くは勞銀低位にあり以て身心を養ふに足らざるの状態に在りとす、之等生活上の脅威と不安は彼等をして浮浪の習慣を養はしめ、自棄となり、遂には精神に影響して心意の缺陷を來し、痴鈍となり頑迷となり其の行爲は全く自我の一方に偏するに至る。

彼等の居常は常に放縱にして勤勞を好まず、所持金あれば徒食無爲に其の日を送り、無一物となりて飢餓の迫るに非ざれば職を求めざるもの多く、風紀は頹敗し人倫は紊る、醜猥の言動と、賭博と喧嘩とは、彼等の間に常時行はるゝ所にして、小兒の遊技の如きも多く之を模倣し、賭博の如きは按摩に至る迄之を行ふと聞く。

第二項 體性、年齢及出生地

今回の調査に於て各區の木賃宿の一部に就き、宿泊者の體性、配偶者及家族の有無に付き標本的調査を試みたる所に依れば、調査戸數三十五戸宿泊人員一〇九九名に在りては、

區分	男	女	計	比		計
				男	女	
未成年者	七七	六〇	一三七	八・五	三一・六	一一・四
有配偶者及家族を有するもの	一〇九	一〇七	二一六	一一・九	五六・三	一九・七
獨身者	七二三	二三	七四六	七九・六	一二・一	六七・九
計	九〇九	一九〇	一〇九九	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

右に依れば、木賃宿生活を爲すもの、六七・九%は獨身者、一九・七%は配偶者を有するもの若くは子女を同伴するものにして、残りは多く之等に伴はるゝ兒童なりとす。之を體性に別ちて見るに、男女の間には其の割合に於ても亦實數に於ても著しき相違を示す、即ち獨身者に在りては男子は其の全數の七九・六%なるに女子は僅に一二・一%にして、其の實數男子百に對し女三・八一に過ぎず、次に有配偶者及家族を有するものは男子は其の全數の一・九%なるに女子は五・三%にして、其の實數男女略相伯仲す、更に未成年者は男子に於ては八・五%なるに女子の割合は遙に大にして三一・六%を示し、實數男百に對し女七七・八九なりとす。

尙前表を更に合計人員に對する男女各別の比例に改め、再掲すれば次の如し。

區分		男	女	計
未成年者 有配偶者及家族 を有するもの	計	七・〇	五・四	一二・四
		九・九	九・八	一九・七
		六五・八	二・一	六七・九
獨身者	計	八二・七	一七・三	一〇〇・〇

されば木賃宿は殆男子獨身者の旅宿にして、定居的細民が之を指して野郎宿と蔑稱する亦宜なりと云ふべし。

本年四月一日扇橋警察署々員が深川區富川町の木賃宿宿泊者三、七二五人に就き調査したる所に基き其の年齢區分を圖表すれば、第七圖の如し。

右に依れば木賃宿宿泊者の大部は、二十歳乃至六十歳の年齢階級に屬するものにして之等は全數の八二・三%を占め、其の他の年齢階級に屬するものは僅に一七・七%に過ぎざるを知る。

第二款第三項に擧げたる定居細民の出生地と對照せんが爲に、深川扇橋署々員の富川町木賃宿に就て調査したる、宿泊者原籍地府縣別を表示すれば左の如し。

東京府	九一五 ^人	千葉縣	三七四 ^人
-----	------------------	-----	------------------

新潟縣	二八七	茨城縣	二四三
神奈川縣	二一九	埼玉縣	二一六
栃木縣	一六三	長野縣	一五七
群馬縣	一一五	福島縣	八三
静岡縣	八〇	大阪府	六八
富山縣	六七	愛知縣	六四
宮城縣	六三	山形縣	五三
山梨縣	四八	秋田縣	四六
石川縣	四六	北海道	四〇
兵庫縣	二八	三重縣	二八
滋賀縣	二五	廣島縣	二四
福井縣	二四	福岡縣	二三
岐阜縣	二二	岡山縣	二一
朝鮮	一九	香川縣	一四

山口縣	一三	京都府	一二
島根縣	一二	青森縣	一二
鹿兒島縣	一二	巖手縣	一一
高知縣	一一	德島縣	一〇
佐賀縣	一〇	愛媛縣	一〇
和歌山縣	八	奈良縣	七
熊本縣	七	長崎縣	六
大分縣	五	鳥取縣	三
宮崎縣	一	沖繩縣	一

合計

三、七二五

(大正九年四月一日現在)

即ち東京府の在籍者最も多く、次で千葉、新潟、茨城、神奈川、埼玉、栃木、長野、群馬、福島の順位なる事多少の上下こそあれ定居的細民の場合と略相似たり、之を百分比を以て示せば次の如し。

原籍府縣別

木賃宿宿泊者

定居的細民

東京府	二四・五	四〇・一
千葉縣	一一・七	九・二
新潟縣	七・七	五・四
茨城縣	六・五	四・九
神奈川縣	五・八	三・三
埼玉縣	五・八	九・〇
栃木縣	四・四	四・〇
長野縣	四・二	二・五
群馬縣	三・一	三・六
福島縣	二・二	三・一
静岡県	二・一	一
大阪府	一・八	一
其他の府縣	二〇・二	一四・九
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇